
第 1 編 総則

第1章 計画の基本

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるとする市としての責務に鑑み、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、つくばみらい市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定する。

第1節 計画の目的

第1 市国民保護計画の目的

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2 市国民保護計画に定める事項

この計画においては、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- ・市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ・市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ・国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・前各号のほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

第2節 計画の構成

市国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

第3節 つくばみらい市地域防災計画との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対処のほか、この計画に明記されていない事項については、「つくばみらい市地域防災計画」（以下、市地域防災計画）において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

第4節 計画の見直し、変更手続

第1 計画の見直し

政府の策定した国民の保護に関する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえるとともに、茨城県国民保護計画との整合・連携を図り、不断の見直しを行う。

なお、本計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

第2 計画の変更手続

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令等に定める軽微な変更を除く。）

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に推進する。市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認められるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、自発的な意志により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて県から入手した情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、市は、国民保護措置の実施に関し市民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

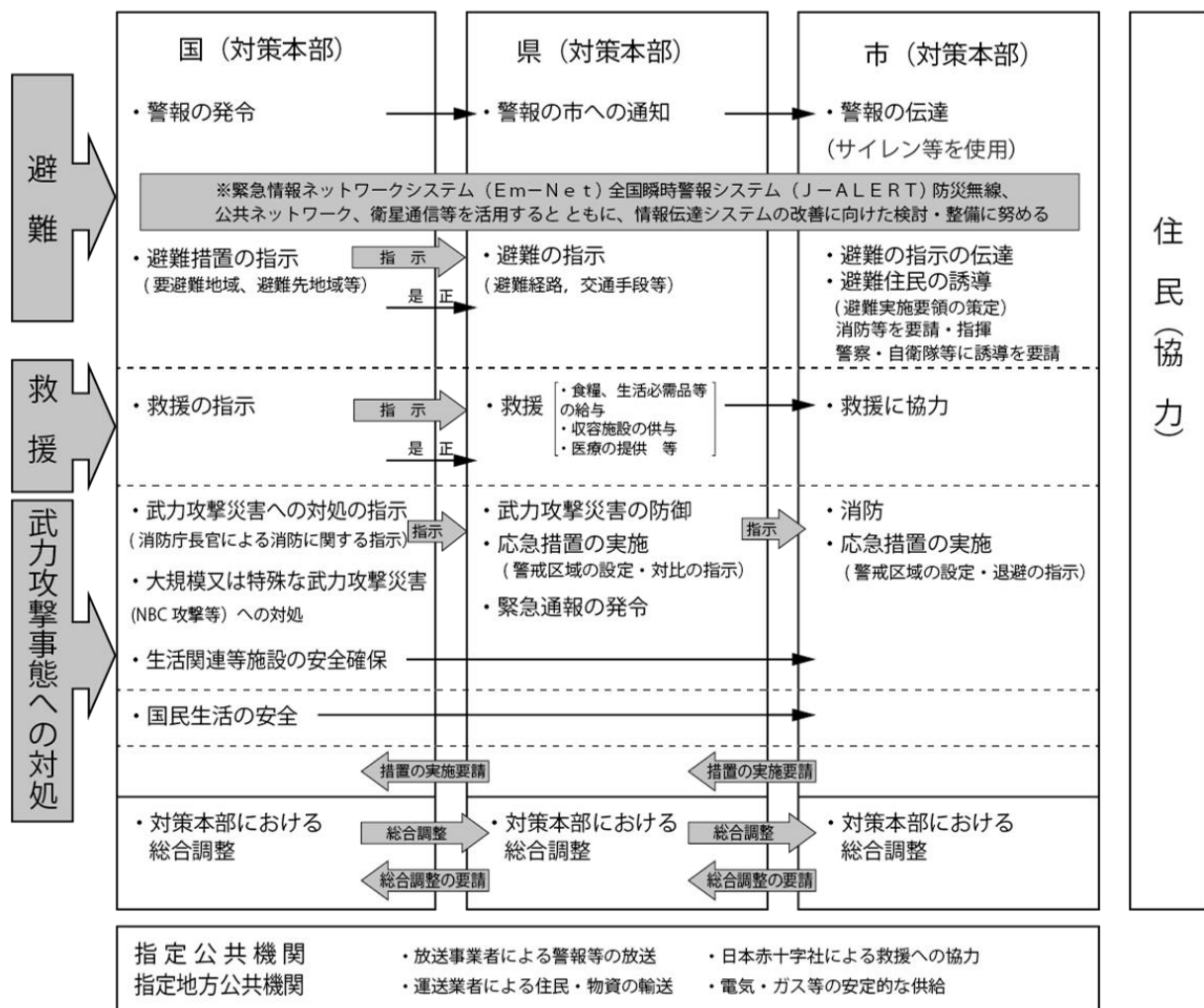
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

本市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。なお、関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するに当たっての、国、県、市等の役割は次のとおりである。

図：国民保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
つくばみらい市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【消防本部】

機関の名称	事務又は業務の大綱
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	1 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策 2 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 3 人命の救出、救助及び応急救護 4 消防、水防その他の応急措置 5 救助、救急及び国民保護措置に係る情報の共有・伝達 6 危険物の安全性確保のための指導

【衛生組合】

機関の名称	事務又は業務の大綱
常総衛生組合	1 し尿処理施設の整備、保全 2 武力攻撃災害時におけるし尿処理等の確保 3 し尿処理等施設の応急対策及び災害復旧

【下水道組合】

機関の名称	事務又は業務の大綱
取手地方広域下水道組合	1 当該組合が管轄する区域の下水道施設の整備、保全 2 当該組合が管轄する区域の下水道施設の応急対策及び災害復旧

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物質等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県出先機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県県南県民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に関する情報の収集伝達・共有の実施 2 市町村が実施する被災者の救助の応援及び調整の実施
茨城県常総警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に関する情報の共有及び収集伝達の実施 2 避難の指示、誘導の実施 3 緊急輸送車両の確認 4 交通規制の実施 5 行方不明者の調査及び遺体の検視（検分）の実施 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 武力攻撃災害時の警備活動のための通信確保
茨城県つくば保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救援の実施 2 防疫、保健衛生の実施 3 毒物、劇物に関する業務等
茨城県土浦土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全の実施 2 県道及び県道橋梁の保全の実施 3 河川及び県道、国道 294・354 号における障害物の除去の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指示・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）に関すること 3 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣に関すること
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 武力攻撃事態における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送・報道事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 2 市民に対する武力攻撃事態応急対策等の周知 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び物資の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保 2 応急医療活動及び助産活動 3 市と医療機関との連絡調整
公共的施設の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
(社福)茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

■災害協定先団体・事業所等（資料編を参照）

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地形

本市は茨城県の南西部、都心から 40 k m 圏に位置しており、東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市に隣接している。

市域は、東西約 10km、南北約 12km の広がりを持ち、面積は 79.16km² で、茨城県の面積 6,097.39km² の約 1.3% を占めている。

第2節 人口

令和 2 年の国勢調査によると本市の総人口は 49,872 人であり、茨城県の人口約 285 万人に対して約 1.7% を占める。その推移をみると経済成長や住宅団地の造成などに伴って人口が増加してきたが、平成 27 年以降、徐々に横ばい傾向となってきた。

図：つくばみらい市の位置



第3節 道路の位置等

第1 高速道路

本市の中央部に常磐自動車道が整備され、下りはつくば市、水戸市を経て福島県に、上りは守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。

また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで約 30 分、つくば市まで約 10 分となっており、現在、谷和原インターチェンジと谷田部インターチェンジの間に（仮称）つくばみらいスマート IC の整備を進めている。

第2 主要国道等

市の西部を南北に国道 294 号、市の北部を東西に国道 354 号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、常総市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されており、さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

第4節 鉄道の位置等

本市を通る鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線と、秋葉原駅とつくば駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅があり、取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅があり、秋葉原駅からの所要時間（最短）は約40分、つくば駅からの所要時間は12分である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

この市国民保護計画は、以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

第1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下の掲げる事態を想定する。

表：武力攻撃事態の種類

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none">・事前の準備が可能であり、戦闘地域からの先行避難が必要・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標になりやすい・それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い	<ul style="list-style-type: none">・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none">・突発的に被害が発生することも考えられ、事前にその活動を予測・察知することが困難・一般的に被害は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、被害が拡大する恐れがある	<ul style="list-style-type: none">・攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施する
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none">・発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される・弾頭の種類を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる	<ul style="list-style-type: none">・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅牢な建物内への避難が中心となる
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難・地域の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される	<ul style="list-style-type: none">・地下又は堅牢な建物内への避難等を広範囲に指示することが必要である

1 着上陸侵攻

(1) 特徴

- ①一般に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ②船舶による上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ③航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ④主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘等が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 特徴

- ①警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ②少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予測され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム[※]が使用される場合がある。

※ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることができる。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一次避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた適切な措置を行うことが必要である。

3 弾道ミサイル攻撃

(1) 特徴

- ①発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはNBC※）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ②通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

4 航空攻撃

(1) 特徴

- ①弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ②航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。
- ③航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標場所を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2 NBC攻撃の種類

NBC攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

1 核兵器等（N：Nuclear）

①核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能[※]による残留放射線によって生ずる。核爆発によって㊦熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、㊦爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、㊧初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち㊦及び㊧は爆心地周辺において被害をもたらすが㊦の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

②放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

③ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

④核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）のスクリーニング及び除染や、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2 生物兵器（B：Biological）

①生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

②生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大

することが考えられる。

- ②厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器（C：Chemical）

- ①一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- ②国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、市民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。なお、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

第1 攻撃対象施設等による分類

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

（1）事態例

- ①原子力事業所等の破壊
- ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ③危険物積載船への攻撃
- ④ダム等の破壊

（2）被害の概要

- ①原子力事業所等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

④ダムが破壊された場合の主な被害

- ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(1) 事態例

- ①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ②列車等の爆破

(2) 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

第2 攻撃手段による分類

1 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(1) 事態例

- ①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ④水源地に対する毒素等の混入

(2) 被害の概要

①放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

②生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

③化学剤による攻撃

- ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

2 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(1) 事態例

- ①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ②弾道ミサイル等の飛来

(2) 被害の概要

- ①主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ②攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

③爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。